(二)　定格電力が二〇キロボルトアンペアを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低圧の架空電力線に直接接続せずに設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	一〇〇デシベル
	平均値	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	準尖頭値	八六デシベル
	平均値	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	準尖頭値	九〇デシベルから七三デシベルまで　※
	平均値	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(三)　(一)及び(二)に規定する設備以外の設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	七九デシベル
	平均値	六六デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	準尖頭値	七三デシベル
	平均値	六〇デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	準尖頭値	七三デシベル
	平均値	六〇デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(2)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	九七デシベルから八七デシベルまで　※
	平均値	八四デシベルから七四デシベルまで　※

(2)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

ア　医療用設備

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
	当該設備から三〇メートルの距離における準尖頭値
	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値
	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値